

〈史料紹介〉

アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著 『高貴なる用語の解説』 訳注（5）

谷 口 淳 一 編

はじめに

本稿は、アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー (Aḥmad Ibn Faḍl Allāh al-'Umari) 著『高貴なる用語の解説』 (*al-Ta'rif bi-al-muṣṭalah al-šarīf* 以下『高貴なる用語』と略) のアラビア語原典からの日本語訳注である。本稿では、al-Droubi の校訂本130頁8行目から149頁末までのテキストに対する訳注を掲載する。著者および本書とそのテキストなどに関しては、訳注（1）の「はじめに」を参照されたい。

今回訳出した部分は、「第2章 委任状、任命書、委託状、裁定書、布令、布告の慣例」の一部で、訳注（4）に引き続き、各文書の本文に当たる指示部分 (*waṣīya*) の例が名宛人（役職）別に示されている。前回の訳出部分と同じく、比喩に満ちたサジュウ体で記されている部分が多く難解な箇所も少なくないが、それぞれの役職に指示された職務内容を読み取ることはできる。

今回最初に登場するのは、マムルーク筆頭 (*muqaddam al-mamālik*) である。平時からスルターンのマムルーク兵士を監督する職で、その下に各兵舎のマムルーク筆頭 (*muqaddam al-ṭabaqa*) が置かれていることがわかる。育成途上にあるマムルークを監督する役職も同じ名称をもつが、『高貴なる用語』で言及されている役職との関係ははっきりしない [Ayalon 1951 : 14-15, 49 ; Ayalon 1953 : 206, n. 2]。

次にあげられているのは、厩舎長 (*amīr aḥūr*) で、彼は馬番小姓 (*ūṣāqiya*) などの下僚を従え、軍馬や役畜を管理した。さらに飼料の分配や馬の査定、家畜の重要な供給者である遊牧アラブのアミールへの対応もその職務内容に含まれていた。軍馬や役畜の入手と管理は最重事項の一つであり、厩舎長は高位のアミールが就任する要職であった。なお、ウマリーは、ラスール朝の祖ムハンマド・ブン・ハールーンがアイユブ朝スルターン＝カーミルの厩舎長であったことにも触れている [訳注（1）：49-50頁；Ayalon 1954 : 63]。

戦争のワーリー (*wālī al-ḥarb*) は、名称と職務の関係がわかりにくい役職である。この職名はイスラーム初期からみられ、アラブ・ムスリム軍による征服の後、征服地の統治を担当した人物がこのようによばれた [“ḥarb,” EI2 (v. 3 : 184)]。『高貴なる用語』所収の指示部分には、飲酒などシャリーアで禁じられている行為の取り締まり、債権の保護、火災の鎮火などがあげられている。つまり、戦争のワーリーの任務は、地域の治安と安寧全般の維持ということになる。

その次にあるムジャーヒドたちのアタベク（atābak al-muǧāhidīn）も、名称だけでは職務内容が判然としない。その指示部分には、彼が率いるムジャーヒドとは、死を覚悟して敵対勢力の中に侵入し標的の命を狙う者であることが記されている。イスマール派と関連づけられていることから、彼らはもともとニザール派の暗殺要員であったと考えられる。ニザール派は、シーア派の一派であるイスマール派から11世紀に分かれた分派で、シリアやイランの山中に要塞を築き、刺客を放って要人暗殺を繰り返したことで知られる。マムルーク朝は、13世紀後半にニザール派の拠点を攻略していったが、その際に投降した刺客たちをスルターンのために働く暗殺部隊に編成したのであろう〔研究篇：189頁〕。

メッカのアミール（amīr Makka）とメディナのアミール（amīr al-Madīna）は、それぞれ聖地の支配を任されているのであるが、両者の置かれた状況の違いが指示内容にも反映されていて興味深い。メッカについては、聖地の維持に加えて、巡礼や滞在を目的とした来訪者への対応が重視されている。他方、メディナのアミールに対しては、来訪者への対応も指示されているが、それよりもシーア派の勢力抑制がより強く求められているようである。なお、この両アミールは、スルターンから発行される書簡の宛先としても取り上げられている〔訳注（1）：47-49頁〕。

メッカとメディナのアミールに続いて両聖地のナーズィル（nāẓir al-Ḥaramayn）という職名が出てくるので紛らわしいが、この両聖地とはエルサレムとヘブロンのことである。指示部分の語るところによれば、両聖地のナーズィルとは、この2都市とその周辺地域のワクフを監督し、聖地の維持と来訪者への適切な対応に責任をもつ役職ということになる。この職は、エルサレムに総督が置かれた場合、その総督が兼任することもあったようである〔Lutfi 1985：169-171〕。

聖地関係の職に続いて、部族民を率いる人物が言及される。まずは、アミール・アルアラブ（amīr al-'arab）である。マムルーク朝と関係をもつ遊牧アラブは各方面に存在したが、この称号を帯びるのは通常シリアの遊牧アラブの統率者である。続いて示されるクルドの筆頭（muqaddam al-akrād）に対する指示部分には、クルドたちがいくつもの集団に分裂し内訌を繰り返していることが記されているが、この状況については『高貴なる用語』の別の箇所でも言及されている〔訳注（2）：59-60頁〕。また、両者それぞれに対する指示内容にはいずれもイクターの適切な授与や統制が含まれており、遊牧アラブやクルドを支配下に置くためにもイクターが重要であったことが確認できる。今回の公刊範囲には、以上9種の役職に対する指示部分が含まれている。

我々は、2003年7月から「イスラーム世界における書記とその伝統研究会」と称して、1年間に10回程度の研究例会（輪読会）を開催し、『高貴なる用語』を読み進めてきた。今回の公刊部分は、2010年10月から2011年12月にかけて実施した計13回の例会（第82回～第94回）で読んだ部分に相当する。この期間の研究例会で訳注作成を担当したのは、伊藤隆郎、近藤真美、清水和裕、田中悠子、二宮文子、法貴遊、横内吾郎（五十音順）と谷口の8名で

ある。この8名と篠田知暁が直接編集作業に携わった。各担当者が作成した訳文と注を見直し、その修正案を研究会参加者に示して意見を求め、必要に応じて修正を重ねた。訳語や表記の統一と最終的な調整および「はじめに」の執筆は谷口が担当した。

2007年度より、我々の研究会はNIHUプログラム「イスラーム地域研究」の活動の一部として実施しており、本稿はその研究成果の一部でもある。

なお、訳文中にある〔 〕は、校訂の頁およびその底本であるL写本の頁の表示と、校訂テキストにない語句を補って訳した場合に用いている。また、原文の単語をローマ字で転写して提示する場合、原則として単数形を示した。ただし、単数形にすると意味が変わってしまう用語や、句や文を提示する場合は、原文の形に即して転写した。

『高貴なる用語の解説』(5)

アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー

[txt. 130]

マムルーク筆頭¹⁾に対する指示部分

[ms. 57b]

マムルークたちを厚遇するように。彼はマムルークの一員ではあるが、彼らの筆頭であることを知るように。彼らの心をつかみつつ威厳をうち立て、その威厳によって、彼が彼らとともにあり、彼らの後ろにも前にもいるということを彼らに印象づけるように。恒例の我らのサダカ²⁾を彼らに分配する際に為すべきことを、各兵舎³⁾の筆頭に実行させるように。すなわち、兵舎〔のマムルークたち〕に序列をつけ、我らの厚意である水を彼らにいき渡らせるのである。給水人⁴⁾を忘れぬように⁵⁾。

彼らの状況に注意し、彼らの諸事を監視しておくように。彼らに関する情報を収集し、常に通曉しておくように。表に現れている彼らの状況を知っておくように。彼らは彼の一族ではないにしろ、隣人なのであるから。マムルークたち、〔各兵舎の〕マムルークの筆頭たち、マムルークに仕える給水人たちの各々に対して、彼らに課されている奉仕を命じるように。我らの許での彼らの地位に応じて彼らに序列をつけるように。もしも同等であれば、より古参の者を前にするように。いずれの区別をつける場合においても、公正であるように。いず

1) muqaddam al-mamālik.

2) ṣadaqāt-nā. サダカとは自発的な喜捨を意味し、「我らのサダカ」とはスルターンあるいは中央政府から兵士たちに対する喜捨として分配されるものを指していると考えられる。サダカを受け取る者についてはほとんど制限がなく、兵士たちが受け取ることも可能である。[“Ṣadaqa,” EI2 (v. 8 : 713)].

3) ṭabaqa. 複数形は ṭibāq. マムルーク兵士の兵舎を指す語であるが、ここでは、各兵舎に所属する兵士たちの集団を意味している。

4) sawwāq. モスクなどで水を配る係の者 [研究篇 : 187頁]。

5) 以上の部分は、スルターンから分配されるサダカが水にたとえられていると読めるが、実際に給水人が水を配給していたとも考えられる。

れの閲兵と支給（nafaqa）も適切に行うように。彼らに衣服を分配し、親愛の外套を彼らに掛けてやるように。

我々の守られた森に、彼らのうち獅子のごとく [txt. 131] 敵をひき裂く者を配置するように。彼らのうちの低位の者も、高い等級にある高位の者もよくみてやるように。平時には、慣例に従って彼らを騎乗させ、高貴なる奉仕の場所に入出入りさせるように。戦い（baykār）および行軍の時には、神の支援を受けた大天幕⁶⁾の周りを、帯のごとく彼らに取り囲ませるように。いずれの場合にも、彼らのうち誰一人として指図（dustūr）が無いまま騎乗したり下馬したりしないよう命じるように。

彼らのために、グラームの集団に用心し、善良であることが知られている者だけを採用し、そのことに責任を持つように。マムルークたちの許に入出入りする者について記録しておくように⁷⁾。[ms. 58a] 問題がないことが知られているようなグラーム以外には、決して門戸を開かないように。マムルークたちの間に疑念や混乱の可能性を生じさせないように。彼らの許に入るものの監視を彼らの筆頭たちに指示するように。「不誠実は、そのほとんどが食物と飲物からくるのである」⁸⁾。彼らの件に関する我らの調査を続けるように。それによって何が正しいかを知るのである。返答に熱中するのではなく、我々が命じることを実行するように。

厩舎長⁹⁾に対する指示部分

以下のことをできる限り完璧に行うように。弁解はせぬこと。夜であろうと昼であろうと、我らが高貴なる行動のために準備すること。その際には、諸事を重要なものから先に配し、初めにすべきものから優先しつつ、我らの幸いなる乗り物を準備し、神の支援を受けた我らの行列を組むこと。これらすべてを慣例に従って整えること。必要とするものを十分に余裕をもって調達すること。

以下のものすべてを監督すること。高貴なる我らの厩舎。[txt. 132] 幸いなる野飼いの役畜¹⁰⁾。馱運の馬。遠距離を各地へ行くために用意されたラクダ。そのために集められ分配されるもの。これらのうち人が乗るもの。満月や新月〔の形〕で大地に足跡を付けるあらゆる蹄¹¹⁾と柔らかい足裏¹²⁾〔をもつ役畜〕のうち予備とされるもの。放牧中の（bi-rasm al-iṭlāq）

6) dihriz. 戦時のスルターンが用いる大きな天幕 [バイルート版：137頁注2；Dozy, v. 1：467]。

7) 「記録しておくように」と訳した部分の原文は wa-l-yuḥarrir であるが、D2写本 [f. 52b]、F写本 [f. 61b] などでは wa-l-yaḥtariz（用心するように）と記されている [校訂：131頁注8]。

8) この部分は、9世紀の詩人 Abū al-Ḥasan 'Alī Ibn al-Rūmī の詩の一節を踏まえている [研究篇：187頁]。

9) amīr aḥūr.

10) ḡuṣār. 家畜の中でも、常時牧地に放たれており、夜になっても厩舎に戻らないものを意味する語 [Dozy, v. 1：195]。

11) ḥāfir. より正確には、ウマやロバなど奇蹄動物の蹄を意味する [堀内勝 1986：104頁]。

12) mansim. ラクダなどがもつ柔らかい足裏 [Lisān, v. 14：130；堀内勝 1986：105頁]。

もの。兵舎のmamrukたちのために用意されるもの。この厩舎で生まれた馬¹³⁾。各部族の最上の馬 (qawd) のうちから得られ、各地からもたらされる馬。遺産の中から売却され、市場で吟味されて購入されたもの。行列と競馬のために用意されるもの。

以上のものすべてを、それぞれの重要性が必要とする度合いに応じて整えることについて、よく考えるように。この厩舎で生まれた〔馬〕については、用心すること。〔別の馬に〕取り替えておいて、これがその馬だと言う者もあれば、〔ms. 58b〕それは死んでしまったと言ひ張って、〔その馬を〕奪おうとする者もあろう。死んだものを確認することに努めるように。それを、偶然知ったことに基づくのではなく、確認した上で記録するように。

雇い入れるグラームたちの調査も同様であるように。彼らのことを疎かにせず、よく扱ってやり、その行為がいつも称えられる者、求められる模範に精通していると知られている者だけを雇うように。

その手がこれら貴重なものの手綱を握っている騎手たち¹⁴⁾についても同様である。彼らに紛れ込むかもしれない罪ある者たちに用心すること。

厩舎長のmamrukのようではあるが、実際には同輩である¹⁵⁾馬番小姓¹⁶⁾〔についても同様である〕。また、幸いなる厩舎すなわち彼の官庁 (dīwān) で職務に携わる職員 (mubāšir) たちすべて〔についても同様である〕。

これらの者みなに歩むべき道を歩ませ、王への奉仕で知っておくべきことを教えるように。彼らの誰にも、違反となること、高慢になることを許さず [txt. 133]、教養を与えるように。教養、それには謙遜が含まれるからである。これらの集団はすべて、かつて飛び交った悪評のために人々が交わるのを避け、その速さを恐れる者である。彼らにとって最大の歯止めであるように。彼らの中で汝に訴えがあった者を、急いですぐに見せしめのために罰するように。彼らに平穩を課す汝の行為を知らしめよ。そうすれば、もはや誰もその厳格さを疑うことはないだろう。汝の従者である厩舎のアミールたちによって汝の尋は広がっている。彼らは、汝がさせることに従って、手足の届く限界を越え〔て働く〕 [ms. 59a] ことのできる者ばかりである¹⁷⁾。彼ら皆に然るべき持ち場を与え、裁定を委ねよ。

購入されたか、あるいは贈られた馬の査定は、熟練者とともに公正に行え。非難や叱責に

13) ḥayl al-tilād. tilād とは、奴隷や家畜の出生と育ちが確かであることを意味する語 [Lane, v. 1 : 312]。ここでは、政府が管理する厩舎で生まれ育った血統の確かな馬という意味で用いられている。

14) rakkāba. ター・マルブータが付いているのは、複数 (集団) を意味しているためであると考えられる。

15) 厩舎長と同じくスルターンのみmamrukであり、その意味で同輩であるが、あたかも厩舎長のmamrukのように彼の下に配属されているという意味であろう。

16) ūšāqīya. ūšāqīya/awšāqīya/uḡāqīya/wušāqīya については、*Ṣubḥ*, v. 5 : 454 ; Quatremère 1837 - 1845, v. 1, pt. 1 : 108参照。*Ṣubḥ* では、調教のために馬に乗る者に対するラカブであると説明されている。一方 Quatremère によれば、これはペルシア語 wušāq に由来し、小姓 (page) を意味したという。

17) 「尋」「手足」は活動範囲や仕事を表す比喩である。

あわぬよう真実を述べよ。スルターン¹⁸⁾の馬のために支給される飼料や、我らの高貴なるサダカから飼料を得ることになっている者のために支給される飼料を正しく分配するように命じ、それを正確に行え。そのことすべてを差配し、ただ好意的に裁量せよ。官庁のすべての筆でそれを維持せよ。必要なとき以外は仲間からの善意に甘えるな¹⁹⁾。年々〔割り当てられる〕うまごやし畑¹⁹⁾も定量で、もしくは増量して〔割り当てる点で〕同様である。我々が命じるものだけを支給し、さもなくば慣習から逸脱するな。

遊牧アラブのアミールたちのうち汝の客人である者は親切に扱え。彼らに対する少なからぬ親切心の絨毯を広げてでも、さらに彼らの心を捉えよ。彼らの望みが毎年倍増し、彼らへの汝の笑顔によって〔txt. 134〕親切心に続く恩恵を彼らが知るために²⁰⁾。

幸いなるシンバル (kūsāt), 神の支援を受けた旗, 満ち溢れた高き宝庫の荷〔を運ぶ〕駄獣については、それらを優先事項とし、知らされるべき勝利の日々の成果の先触れとせよ。それらを然るべく配置せよ。職務を完璧に遂行させよ。それらによって、神の支援を受けた軍の配置が定まり、戦いの歯車が回れば、すべての庇護を求める者が来るだろう。その他、幸いなる厩舎の金糸、銀糸、絹糸の衣、少ないものも多いものもすべて〔ms. 59b〕怠りなく整え、収支を計算せよ。甘やかされること、または機会を見過ごすこと、または咎めることなく²¹⁾見過ごした罪²²⁾がついになくなるのを期待することには注意せよ。

戦争のワーリー²³⁾に対する指示部分

彼は、その保護にかかわる万民の事柄を知っているべきであり、彼の言が認められる、覆いはずされたものに覆いをかけ、覆いをかけられたものからは覆いはずすこと、また国土の豊かな耕地に集まる急流の浮屑や、夜の暗がり²⁴⁾に覆われた呻きを知っているべきである。以上を心に留めるように。夜の暗闇が覆うものが彼から隠されることのないよう、朝の帳を上げるように。民衆の憎しみの火は最もよく火の粉を散らすものであるから、それを鎮めるように。「まことに神はクルアーンによって抑えられないものを支配者 (sulṭān) によって抑え給うのである」²⁴⁾から、スルターンへの畏敬の念をもって民衆を抑えるように。〔txt. 135〕

18) ここでの「善意」とは、分配量が決められた量より少ない場合、受取人が遠慮してそれでもよいとすることと考えられる。

19) birsim [Dozy, v. 1 : 71]. スルターン¹⁸⁾のマムルークやアミールたちは、ギザの近くにあるうまごやし畑を毎年割り当てられた [Ayalon 1958 : 269 - 270]。

20) 校訂テキストでは、li-yastadillū (知るために) の ya' が抜けているが、誤植である。なお、この部分は馬の納入者である遊牧アラブを優遇するようにという指示と考えられる。

21) ḥattā nakaṣa. 原義は「引き下がるまで」であるが、文脈から上記のように意識した。

22) 校訂テキストには muḡrim (罪人) とあるが、バイルート版139頁、諸写本、Ṣubḥ [v. 11 : 172] に従って ḡurm (罪) と読む。

23) wālī ḥarb.

24) カリフ=ウスマーン・ブン・アッファーンの言葉「神が支配者によって抑えるものは、クルアーンによって抑えられるものよりも多い」を踏まえたもの [研究篇 : 188頁]。

我らは以下の通り彼に指示する。すなわち、開かれた門を閉じることなく、閉じられた門を開けることのないように、また呪文によって害意を止めることのできる蠍は殺すことのないようにと。また、神が命じたハッド刑²⁵⁾を行うために、墮落した者たちを追うように。目指すところが曖昧になったのであれば、高貴なるシャリーアに立ち戻るように。夜の黒々とした (atāt) 闇の間に自らの邸のうちで隠れている者には注意を払うことはない。酒は諸悪の母であるから酒の子を増やさないように²⁶⁾。没収した輸入酒をこぼして捨ててしまうように。酒商人——なんと邪な商人であろうか——を教導し、酒 [を遠ざけるといふ] 心得を徹底させるように。酒を携えて町の門から入る者や表口以外から家に入る者²⁷⁾を見張る者を立てるように。[ms. 60a] 同様に、知性に浸み込んでしまうことにおいては酒の姉妹、伝承されていない (‘adam al-naql) ためにハッド刑ではないにしても罰するということ (ta’dib) については酒の同父母姉妹たるものは、大麻 (ḥašīš) である。大麻を口にする者は真の人間ではないとみなされ、酪酊 (sagr al-mudām) のために、負わずにすんだ負債を負い、顔は黄色に、体は黒く、口は緑色に、目は赤くなる。[これらの色は] あたかも痛みを与える打撃によって流される²⁸⁾ 血のようなものである。大麻は往々にしてそれを口にする者に気持ちの悪い欲望を抱かせ、葉草である没葉の味を感じさせる。その者は、往々にしてそれ、つまり大麻やその姉妹にして悪魔である酒を求め必要とし、それらによって [更に] 迷える家畜である自分のために酒という水と大麻という牧草を引き出すのである²⁹⁾。

様々な債権 (ḥaqq) のうち自らの許に申し出があったものを明確にして、債務 (ḥaqq ‘alay-hi) として課されているにもかかわらず支払いを先延ばしにしている者に支払いを求

25) ḥadd. クルアーンやハディースに言及されている刑罰で、本来は量刑を加減できない刑である。姦通、姦通に関する中傷、飲酒、窃盗、追い剥ぎの罪を犯した者に対して執行される [「ハッド刑」『岩波イスラーム辞典』]。

26) カリフ=ウスマーン・ブン・アッファーンの言を踏まえたもの [研究篇：188頁]。

27) 『クルアーン』2章189節の一部「ゆえに汝ら表口から家に入るがよい」を借用した表現 [研究篇：188頁]。

28) 「流される」と訳した語は、校訂本では taḡriya と最初を t, 末尾をター・マルブータにして動名詞として読んでいるが、バイルート版140頁では最初を t, 末尾を h としている。以下に示した通り、諸写本を参照しても語頭と語末の形を確定できない。しかし、主語を al-ḡarb (打撃) にせざるを得ないこと、また ḡ-r-y は動詞ととらざるを得ず、第1形では直接目的語をとらないことから、ここでは yuḡri-hi (それを流す) と読んだ。

語末を明らかにター・マルブータで読ませている写本は、F写本 [f. 64a, l. 3] のみである。D1写本 [f. 90b, l. 4], D2写本 [f. 54b, l. 11] では最初を t, 末尾を h としているが、ター・マルブータの弁別点が付されないことは多いので、動詞であるか動名詞であるかはこの2写本からは判別できない。Ld写本では、最初の文字には弁別点がなく、末尾は -hi と読ませている (ただし、i を示す母音符号と考えたものが直前の文字 y の弁別点である可能性もある) [f. 40b, l. 11]。S1写本の最初の文字には弁別点がないが、al-ḡarb を主格に読ませており、末尾の文字は h [f. 90b, l. 10], Sh写本では最初の文字に弁別点がないものの母音符号 a が付されており、末尾は -hi と読ませている [f. 73b, l. 6]。残る3写本、B写本 [f. 46b, l. 9], L写本 [f. 60a, l. 5], S2写本 [f. 76a, l. 4] には全く弁別点が付されていない。したがって、写本からは、最初を t とするか y とするか、また末尾を h とするかター・マルブータとするかについては、はっきりしない。

29) 『クルアーン』79章31節の一部「[神は] そこ (大地) に水や牧草をひき出し」を借用した表現 [研究篇：189頁]。

めるように。贖金の持ち主を両替商の目をもって見分けるように。拒絶されるべき虚偽だからである。彼らにハッド刑が行われないのであれば行政刑（siyāsa）を科すように。

いかなるときも牢獄を監視し、すべきことを確実に知るために、それらの状態を把握せよ。危急の事態と襲い来る災厄のために備えよ。毎晩、あらゆる火事を消す準備、いかなる火災をも鎮める準備ができていない限り、夜を過ごしてはならない。その中で最も注意すべきは、暴動による火とそこから飛び散る火の粉である。もしも都市の一画で火事が起きたら——神が災厄を防がんことを——〔txt. 136〕直ちにその場へ駆けつけよ。そして隣から隣に広がらないように、すぐにその建物を倒し、周りのものを破壊せよ。水運び屋（saqqā）と縮絨工（qaṣṣār）の集団の中から、水に浸ることを厭わず、困難を感じないような者が彼とともにいるようにせよ。彼らは、火が壁の内側へと燃え広がっていくのを見れば必ず、〔ms. 60b〕持っている〔水〕³⁰⁾で目の前の火を消すのである。

〔戦争のワーリーの〕管轄下にいる者³¹⁾に用心せよ。彼らの不治の病に対する薬はなく、彼らのうち逸れて反抗する者は、生命や財産を取られて更生する以外に矯正的手段はない³²⁾。我々は目を光らせ、耳をそばだてている。神を畏れ、そして我々に用心せよ。そうすれば、その良きこと全てがある。

ムジャーヒドたちのアタバク³³⁾に対する指示部分

汝は真にその父の子である。そして子のために敵の血によってのみ犠牲（‘aḳīqa）を捧げる父親の息子である。汝は父のように天国行きが確定していることで知られた。汝は自らの手によって攻撃し、槍が届かなかったもの、穂先が突き通せなかつたものに達した。敵は汝と争う時には必ず自らに言った。「おお、ベドウィンの戦士よ。いかにして鉄と戦うのか」。また、汝の名が圧制者〔の命を狙うため〕に指名されると、彼は必ず自らに言った。「そして実際に死の昏睡が訪れる。これはあなたが避けてきたもの」〔クルアーン：50章19節〕。〔txt. 137〕

汝はその務めを果たし、この集団を手懐けるのに最も相応しい者である。夜にこの集団の夢を見る者は、必ず恐怖で震え上がる。〔ムジャーヒドに〕自らの采配で事を遂行せしめ、神と自らのイマームのために行動せしめよ。〔天国における〕永遠の生存への愛と共に自らを死に投げ込ませしめ、曲がった短刀の輝きと共に血を浴びるように飲ませしめよ。また、彼らから鉄を鍛えよ。その短刀は剣とも競い、ねぐらにいる獅子を捕らえる。それは希望のように望む所まで延び、定めの際の如く差し向けられる。これゆえに、それは全ての敵に

30) al-mā'. 校訂テキストにはないが、バイルート版〔140頁〕と底本（L写本）を含む諸写本には書かれている。

31) 戦争のワーリーが取り締まる対象。酒、大麻などに関わる者たち。

32) 「彼らのうちの外れた者は、…矯正的手段はない」と訳出した部分は難解である。諸写本間でもこの部分はテキストの異同が大きい〔校訂：136頁注12, 13〕。

33) atābak al-muḡāhidin.

とって首の血管よりも近い³⁴⁾のである。[ms. 61a] 名誉のゆえに呼ばれたら、彼らから炎をかき立てよ。その炎からは、人は逃げ惑うばかりである。イスマール派という系譜で呼ばれたら、彼らからの矢を放て。イスマールは弓の名手である³⁵⁾とされているのだから。

彼らによって、イスラームからあらゆる憂いを取り去り、ムスリムたちから、道のあらゆる石のごとき裏社会の者ども ('awāniya) を取り除け。幸運なる汝の部下を放ち、彼らによって狩りをせよ。彼らはまるで鷹のようであり、その嘴は短刀である。彼らによって多くの目をくらませよ。それぞれの短刀は彼らの右手にあり、それはあたかも目をくらませる閃光のようである。首を刈れ。それは収穫者のための熟れた果実である³⁶⁾。また、彼らの権利を知っておけ。彼らへの寛大さを増し、我々の許における彼らへのあまねき恩徳 (birr) を永続させよ。彼らの有用な者を優先せよ。神は彼らを優先しておられるのだから。「神は、戦う者 (ムジャーヒド) に、家に留まる者よりも大きな報酬を授ける」[クルアーン：4章95節]。

彼らを獣³⁷⁾のようなものと考え、彼らの調教に励め。また彼らの大胆さに感謝せよ。彼らは護衛が目覚める事を恐れず、しばしば王たちに襲いかかったのだから。また、[txt. 138] 派遣経費や集会での席次の等級について、彼らの間に差をつけよ。彼らを平等にするな。彼らは対等ではないのだから。「信徒のうち、特段の必要がないのに家に留まる者と、財や命をかけて神の道のために戦う者は同等ではない」[クルアーン：4章95節]。

原則として、この呼びかけ (da'wa) は代々引き継がれ続け、その趣旨は我々にまで至り、その閃光は守られし砂丘にあるその伽藍から離れて³⁸⁾、我々とともに輝いている。至高なる神は彼に成功を与え、彼を導き、槍の柄では届かないものに彼の手が届くように、彼の腕を延ばして下さる。

偉大なるメッカのアミール³⁹⁾に対する指示部分

以下のことを彼が知るように。メッカのバトハーのへそ⁴⁰⁾で生まれたがゆえに、彼は任じ

34) 『クルアーン』50章16節の「我らは首の血管よりも彼に近い」を踏まえた表現。

35) 「イスマールの子らよ、弓を射なさい。あなた方の祖先は弓の名手だったのだから」というハディース [ハディース (ブハーリー)：3巻372頁] を踏まえた表現。

36) ウマイヤ朝の軍人ハッジャージュ・ブン・ユースフ (95/714年没) の発言を踏まえた表現 [研究篇：190頁]。

37) 「獣」と訳した語は、校訂では w-ġ-w-š と綴られているが、誤植と判断し wuḥūš と読んだ。

38) 照明学の師シハブ・アッディーン・スフラワルディー (スフラワルディー・マクトゥール、549~589/1154~1191年) の詩を踏まえた表現 [Wafayāt, v. 6: 270; 研究篇：190頁]。この引用部分では、「守られし砂丘にある伽藍」はイスマール派の本体を意味しており、それから離れている「閃光」とはムジャーヒドの集団を指すと解釈した。

39) amir Makka al-mu'azzama. メッカのアミールについては、訳注(1)47-48頁も参照せよ。

40) surrat Baṭḥā'-hā. バトハー (al-Baṭḥā') はメッカの地名。聖モスクからミナーへ行く途中に位置する。メッカで最も標高が低く、また最初に人が住みついた地区とされる ["Makka." EI2]。「バトハーのへそ」の生まれであるということは、生粋のメッカ人であることを意味しているの

られ、〔ms. 61b〕 ナーマーン⁴¹⁾の窪地からラウハー⁴²⁾の谷間に至る地を支配するメッカのアミールに任命された。神の家⁴³⁾の支配権が彼に委ねられ、彼によってその家の誉れは完全になり、その部屋は高まった。そのアブタフ⁴⁴⁾とムアッラフ⁴⁵⁾の地が、彼にその権利があると認めた。というのも、聖地の神聖さを増大させ、彼の容貌に現れる慶ばしい徴によってその至る所を喜ばせることで、彼はこの聖地のワーリーたちのうちで最も相応しい者だったからである。また、彼は、父祖たちが彼に残し、彼に関する情報が伝える遠い祖先であるクサイイ⁴⁶⁾の伝承ゆえに、彼はザフラーの子孫⁴⁷⁾のうち最も権利をもつ者だからである。彼は、嫌悪すべき悪徳の結びつきを取り除いて、諸々の事柄や最も醜悪な物事からこのモスク⁴⁸⁾を浄化するのに最適な者である。彼は、それらのものいかにして対処するかを知っている。「メッカの民はその枝道を最もよく知っている」⁴⁹⁾のであるから。

この支配権の旗を、誓約して受け取るように。その安寧の地を害することを避けるように。彼がカーバの一角⁵⁰⁾とマカーム⁵¹⁾の間に立って、神が委任したことと、彼が神にバイアをおこなった⁵²⁾ことを彼が知るように。「神は、限りない権能をもち、〔txt. 139〕復讐する方である」〔クルアーン：3章4節〕。それらの地域（*mawṭin*）を繁栄させ、通り過ぎる者にも住み着く者にも徳行を及ぼすように。彼の出自が高貴であり続け、その聖域の住民が安寧であるよう、そのことをおこなうように。聖域では鳩さえ脅かされることはない。いわんや隣

であろう。

- 41) Na'mān-hā (Na'mān). メッカとターイフの間にある地名 [“Na'mān,” *Buldān*].
- 42) Rawḥā'-hā (al-Rawḥā'). メディナの南西約50kmに位置する地名 [Cornu 1985: 83 (carte VII-C3); “al-Rawḥā',” *Buldān*].
- 43) 原文には「この家」(hādā al-bayt) とあるが、神の家すなわちカーバ神殿を意味している。
- 44) Abṭāḥ-hu (al-Abṭāḥ). バトハーの別称。前掲注40を参照。
- 45) Mu'arraḥ-hu (al-Mu'arraḥ). ウクーフをおこなう場所 [ペイルート版: 142頁注3; “al-Mu'arraḥ,” *Buldān*]. 巡礼（ハッジ）では、所定の日時にアラファの地に立って改悛や神への祈願をおこなわねばならない。この儀礼をウクーフという。なお、校訂テキストでは末尾にター・マルブータが付されているが、ペイルート版に従って Mu'arraḥ-hu（そのムアッラフ）と読んだ。
- 46) Quṣayy. クライシュ族の族長。預言者ムハンマドの5代前の先祖。クサイイが率いた時代に、クライシュ族はカーバ神殿の管理権を手に入れ、メッカを支配するに至った [「クライシュ族」『岩波イスラーム辞典』]。
- 47) Banū al-Zahrā'. ザフラー（最も輝かしい女性）とは預言者ムハンマドの娘ファーティマのことで、その子孫とは彼女の二人の息子ハサンとフサインに連なる家系を指す。メッカでは10世紀頃より20世紀までハサン家が支配権を維持した [「ファーティマ」「マッカ」『岩波イスラーム辞典』; 訳注（1）: 47頁]。
- 48) hādā al-masḡid. カーバのある聖モスク (al-Masḡid al-Ḥaram) を指している。
- 49) 諺の引用 [研究篇: 191頁]。
- 50) Rukn. カーバの四角のうち、黒石がはめ込まれている東角 (al-Rukn al-Aswad) のことであろう。訳注（1）48頁注104参照。
- 51) Maqām. イブラーヒームの立所 (Maqām Ibrāhīm) のことである。カーバの北東面（正面）の前に位置し、イブラーヒーム（アブラハム）がカーバを建設したときに踏台にしたという石がある [「カアバ」『岩波イスラーム辞典』]。
- 52) bāy'a. 名詞は bay'a. 契約、臣従、忠誠などの誓い。その儀式もバイアという。右手で握手して誓う [「バイア」『岩波イスラーム辞典』]。

人をや。至高偉大なる⁵³⁾方の名に耳を傾けるように。それは、毎夕、ザムザム⁵⁴⁾の天蓋の下で祈願役 (dā'i) が唱えあげる。この恩寵の真理を知るように。彼らの支配を任された者は、慈悲の樋⁵⁵⁾の下に立つ者を扱うのに相応しい方法で彼らを扱うように。彼は神〔の黒石〕に手を伸ばし、彼の合意を確認した。「黒石はこの大地における神の右手なのである」⁵⁶⁾。神を畏れ、その合意を破棄せぬように。神がどこにいるかよく見るように。というのも、神は家を建て、それを保護するよう彼に求め、マシユアル・ハラーム⁵⁷⁾、ハイフ・モスク⁵⁸⁾、ミナー⁵⁹⁾とともに彼に渡したからである。

それは、目指されるべき家であり、ライラーの居る禁域⁶⁰⁾を熱望する者さえ、そこを目指し、蜃気楼⁶¹⁾に惑う者さえ、それに関心を向ける。ジャムウ⁶²⁾には [ms. 62a] あらゆる散り散りになった者たちが集まり、夜にはミナーが心地よい宿となる。ムハッサブ⁶³⁾では巡礼の例祭がおこなわれ、笑顔から歯がのぞく⁶⁴⁾。ナーマーンの方角から香しい風が吹く。神の館の周りは、毎年荷物が降ろされる場所であり、あらゆる船⁶⁵⁾が帆で引き寄せられて到来し、あらゆるラクダ ('awd) が、手綱で導かれて来る場所である。陸海の商人たちが旅をして

53) 「至高偉大なる ('azza wa ġalla)」の部分は、諸写本に見られない。校訂者による補いである [校訂：139頁注 6]。

54) Zamzam. 聖モスク内、カーバの東側にある泉の名称。

55) Mizāb al-Rahma. カーバの北西壁から突き出ている樋をこのように呼ぶ。

56) Širawayh al-Daylamī (509/1115年没) の *Firdaws al-ahbār*, Ġalāl al-Dīn al-Suyūṭī (911/1505年没) の *al-Ġāmi' al-kabīr* などのハディース集に、同主旨のハディースがみえる [研究篇192頁：'Ummāl, v. 12 : 97 - 98]。この段落では、メッカのアミールが就任する際の儀式が説明されている。そのなかで、就任者が黒石に手を伸ばすのは、黒石に触れることによって神と握手しバイアをおこなうためである。このハディースが引用されているのは、その根拠を示すためである。

57) Maš'ar-hu al-Ḥarām (al-Maš'ar al-Ḥarām). メッカの地名。諸説あるが、一般にアラファとミナーの間に位置するムズダリファの別称の一つとされる ["Pilgrimage," EQ (v. 4 : 96)]。

58) Maṣġid Ḥayf. ミナーの谷にあるモスク。

59) Minā. 聖モスクの東方約 5 km に位置する谷。巡礼者はここに天幕を張って滞在する。投石儀礼をおこなう悪魔の石柱 (ジャムラ) がある [「ミナーの谷」『岩波イスラーム辞典』]。

60) ḥimā Laylā. ライラーはアラブ人女性によくみられる名であるが、ここでは悲恋物語『ライラーとマジヌーン』の主人公カイスの恋人を指していると考えられる。二人の仲が引き裂かれたため、カイスは狂人 (マジヌーン) となって砂漠をさまよう。「ライラーの居る禁域を熱望する者」とは、このカイスのことであり、恋い焦がれる者の喩えと考えられる。スーフイズムにおいては、ライラーを神に喩え、カイスをひたむきに神を求める信仰者と捉える解釈もある [「『ライラとマジヌーン』」『新イスラーム事典』；「ライラとマジヌーン」『イスラーム世界事典』]。

61) la'la. 校訂者は、この語をバスラとクーファの間にある地名と解している [研究篇：192頁]。しかし、ここでイラク南部の地名が言及されるのは不自然であり、普通名詞と解すべきであろう。

62) Ġam'. ムズダリファの別称の一つ [「Ġam'」 *Buldān; Ibn Ġubayr* : 172]。校訂者は ġum' (金曜日) と読んでいるが、バイルート版143頁の読みに従う。写本では、S1 [f. 93b] が ġum', D1 [f. 92a] が ġam' と読むように母音点を付している。

63) Muḥaṣṣab-hu (al-Muḥaṣṣab). 聖モスクとミナーの間にある地名。「小石が敷き詰められた場所」の意。バトハー／アブタフと同じ場所を指すようである [「al-Muḥaṣṣab」 *Buldān*]。

64) 「前歯」を意味する語が校訂では ġ-t-w-r と綴られているが、正しくは tuġūr である。

65) dāt 'ūd. 直訳すると「木材そのもの」というような意味であるが、前後の文脈から判断して、木造船の比喩と考えられる。校訂者は、'ūd だけで船を意味するとしている [研究篇：192頁]。

そこへやって来る。駆り立てられるようにして、諸地方からそれぞれの隊列を組んで到来者がそこへ至る。これらの者たちはすべて、神の保護の下でその家を訪れ、そこへ入った者は誰でも安全である。また彼らは、神の預言者の娘の子孫⁶⁶⁾の居場所を訪れる。メッカのアミールには、巡礼者のために〔用いるものを〕集めることが、[txt. 140] 来客への徳行という形で課されている。ただし、彼は〔完全に〕責任を負う (dāmin) わけではないのだが⁶⁷⁾。

従順な者によって、反抗する ('aṣā) 者を捕らえるように。また全ての腐敗した者どもを抑え付けるように。特に奴隷がそうである。というのは、腐った⁶⁸⁾奴隷は笞 ('aṣā)⁶⁹⁾をもってしか抑えることができないからである。巡礼者を厚く歓迎するように。彼らは神の訪問客であり、神がその家に招いて安らぎへと誘ったのだから。高貴な御輿 (maḥmil) と神の支援を受けた一団を迎えるように。嗜み (adab) である慣例に従って、神の許では真意をもって、我らの許では形をもって、仕えるように。商人を満足させるように。というのは、彼らはこの地の民に友愛を抱き、その民の許にあるものをより豊富にする者たちであるから。そしてその民〔の祈願〕のうちで応えられるのは、神の友イブラーヒーム——神の祝福が彼にあらんことを——の「そして、人々の心が彼らを好きになるように仕向けてください」[クルアーン：14章37節] という祈願である。

罰金で利益を減らして商人の財産を損なってはならない。不正も同様であり、それは神の家に反するものである。その中で不正によって非道をもくろむ者⁷⁰⁾はその外へ追いやられる。いかにして、あの象がその外にとどめられたかを想起するように⁷¹⁾。旅人が怖れないよう、

66) ibn bint nabi-hi. メッカのアミールを意味している。前掲注47参照。

67) この部分で述べられていることは、巡礼者を迎えるための備えは来客への徳行 (birr al-dayf) とみなされ、それを実行するために、アミールはメッカを訪れる人々から雑税を徴収する責務を負っているということであろう。つまり、メッカのアミールは、巡礼への備えを根拠に雑税の徴税権を認められていたということである。579/1183年にメッカを訪れたイブン・ジュバイルによれば、当時メッカを宗主権下に置いていたアイユブ朝は、そのような雑税を廃止するために資金と食糧を供給することにした。しかし、その到着が遅れたため、メッカのアミールは来訪者たちに、アイユブ朝政府から資金と物資が届かない場合は相応の額を納めることを保証 (dāmīna) させたうえで、メッカへ入ることを認めた [Ibn Ḡubayr : 77 ; イブン・ジュバイル : 87 - 88頁]。マムルーク朝もたびたび雑税を廃してメッカのアミールにイクターや直接給付の形で代わりの財源を提供した [Ota 2002 : 7 ; 太田啓子2007 : 08 - 09頁]。本文に、メッカのアミールが「〔完全に〕責任を負うわけではないのだが」とあるのは、マムルーク朝政府が最終的な責任を負うべきであるということの意味しているのであろう。

68) 「腐った (al-mufsid)」の部分は、*Ṣubḥ*, v. 12 : 239の記述をもとにした、校訂者による補いである [校訂 : 140頁注3]。

69) 「笞」は非限定では 'aṣān となるがここでは限定された al-'aṣā の形で用いられており、少し前にある「反抗する」('aṣā) と韻を踏んでいる。なお、前近代のイスラーム世界における奴隷を笞打つ慣習については、清水和裕2009 : 176 - 179頁を参照。

70) クルアーン章句を用いた表現。クルアーンの原文は「その中で非道や無法をもくろむ者」[クルアーン : 22章25節]。

71) ムスリムの伝承によれば、エチオピア出身のイエメン王アブラハはメッカ征服を企て、象を含む軍を率いてこれを包囲したが、象はメッカの外域で座り込み、決して動かなくなったとされる。その後、神威によって鳥の群れが襲撃し、アブラハ軍は撤退を余儀なくされた。この年はこの事件の記憶から「象の年」とよばれ、同年ムハンマドが誕生したとされる [ムハンマド伝 : 1巻54 - 61頁]。

近隣の遊牧アラブの悪行を止めるように。清浄なるシャリーアの巡礼行事と、家の管理者 (ḥakīm) たちの下した諸命令を実行するように。[ms. 62b] その命令は彼の父祖 (abū) 二人によって打ち立てられた。すなわち、彼の祖父である我らの主人ムハンマド——神が彼に祝福と平安を与えんことを——の裁定と、彼の父であるアリー⁷²⁾の剣によって。

シャリーフたちの集団と彼らの後援者 (šī'a) たち、またその他の縁者たち (ahl muwālāt) や服従者たち (tābi') に、先人 (salaf) が正義としたものと、[学識者が] 合意 (igmā') しているものを墨守するよう命じるように。またザイド派が[独自に] 付け足したものを排除することや、[自分たちの] 野心を抑えることを命じるように。そして、神を畏れるように。というのは、彼は、神によって守護するように求められた内容に責任をもつ者だからであり、彼が神の下で守護者であることはすでに明らかである。その地の高貴さに頼らないよう気をつけるように。というのは、大地が誰かを聖なるものにすることはないのだから。また、彼の出自の高貴さにも頼らないように。というのは、最後の審判の日には、子が父にまったく役立たず、父が子に何の役にも立たない⁷³⁾のだから。[txt. 141]

高貴なるメディナのアミール⁷⁴⁾に対する指示部分

神を畏れることによって、汝の誉れを完全なものにせよ。高貴なるシャリーアについて、先人 [の範] と [地上に] 下された神の書に従え。汝らは、その書が下った家の人々⁷⁵⁾である。また汝らの父祖、神の使徒たる我らの主人ムハンマド——神が彼に祝福と平安を与えんことを——のスナナに従え。それは、疎かにされるべきではなく、根深き汝らの名誉である。そしてそれは、汝らから伝えられ、汝らに期待される過ぎ去った者の真理の知識である。汝らからでなければ誰から伝えられると言うのか。汝らにでなければ誰に期待されると言うのか。またスナナとは、逸脱を除去するものである。そうでなければ、何のために汝らの剣が研がれ、また何ゆえに汝らの槍が整えられているのか。

ラーフィド派⁷⁶⁾とシーア派の極端派⁷⁷⁾とは言えば、高貴なるこの家に対する絆をもってこの家と関わる者の汚点であり、この家の旗下に入らんとする者が足を止める原因である。もし彼らがその家の後援者と考えられたとしても、その家のまばゆい光からは程遠く、群衆を

72) Ḥaydar. 獅子を意味する Ḥaydar はアリー・ブン・アビー・ターリブの別名として用いられる [“Ḥaydar,” EI2]。なお、この部分でムハンマドを彼の祖父、アリーを彼の父と呼んでいるのは、メッカのアミールがムハンマドの孫でアリーの息子であるハサンの子孫であることによる。

73) クルアーン章句を用いた表現。クルアーンの原文は「父が子にまったく役立たず、子が父に何の役にも立たない」[クルアーン：31章33節]。

74) amīr al-Madīna al-mušarrafā. メディナのアミールについては、訳注(1) 48-49頁も参照せよ。

75) Ahl Bayt. 預言者ムハンマドの一族を指す [「アフル・アル＝バイト」『岩波イスラーム辞典』]。メディナのアミールはフサイン家であり [訳注(1)：48頁]、「家の人々」に該当する。

76) al-Rāfiḍa. シーア派に対する蔑称 [「ラーフィド派」『岩波イスラーム辞典』]。

77) Gulāt al-Šī'a. シーア派の中でも過激な教義を主張する人々 [「グラート」『岩波イスラーム辞典』；菊地達也 2009：113-126頁]。

増やす者どもでしかない。彼らは近親者としての情愛を保つことを望んだ⁷⁸⁾が、実際には〔情愛を〕害した。彼らはその数を増やそうとしたが、実際には数を減らした。彼らの宗派の害悪から逃れた者は皆、〔ms. 63a〕絆を示して彼らのゆえに逸脱者と見なされることを嫌悪している。しかしながら、彼らは神の意に沿うことを熱望した。その熱望が彼らを誤らせたのだが。確かに、彼らは数を増やしたが、それは唇が増えるようなものであり、あるいは指が増えるようなものである⁷⁹⁾。

それゆえ、汝が神に誓約したとおり、彼らのカーディーに裁定を下させないようにし、彼ら、すなわち彼らと彼らを満足させるために悪魔の歩みにつき従う⁸⁰⁾者⁸¹⁾を妨害することを決意せよ。〔txt. 142〕彼らのうち誰一人として二度と覆い隠されず剣なしではもはや裁定が受け入れられないという事態に至らぬよう、彼らに警告せよ⁸²⁾。正しき先人のためであれ、非難を招く海に飛び込む者は、その流れの中で溺れ、彼らの間に反抗の火をつける者は、その炎で焼かれるものだからである。預言者の⁸³⁾高貴なるメディナの住民に、スンナ派の言葉で語るようにさせよ。というのも、スンナはこの偉大なる故地にその旗が最初に掲げられ、その気高き部屋でその裁定が最初に聞かれたのであるから。あわせて、この逸脱によって現れる騷擾の徴を拭いきり、かき乱された淀みの水を騷擾に集結させぬこと。また庇護の翼を広げ、虚言を弄する躰き〔の原因〕を残さぬこと。

また以下のことについて指示すること。この高貴な聖地の住人たち——そこに住む者に最良の祝福と平安があらんことを——。そこに旅荷をおろす来訪者。滞在の寢床に落ち着いている寄留者、または急いで出立しようとしている寄留者。到来するラクダ。最上の速い牝ラクダ (rāqīṣāt al-naḡā'ib) に連れられて眠りの陶醉から庇護を求めて来る群れ⁸⁴⁾。彼方から来る騎乗者。別れの辛さを訴え合う⁸⁵⁾遠来の同胞。住人たちに会いに来る集団——彼らは皆こ

78) 『クルアーン』42章23節を踏まえた表現。原文は「私は、そのことで、おまえたちに報酬を求めているのではない。ただ近親者としての情愛を求めているだけのこと」。

79) 9世紀前半に活動した法学者・詩人の Aḥmad b. Mu'addal の言葉を踏まえた表現。増えても役に立たないどころか、かえって面倒なものとの比喩と考えられる [研究篇：193-194頁]。

80) 『クルアーン』2章168節を踏まえた表現。原文は「けっして悪魔の歩みにつき従ってはならない」。

81) 「すなわち」以降の部分の「彼ら」は、前の段落から話題となっているラーフィド派等のシーア派のことを指しており、「悪魔の歩みにつき従う者」はシーア派のカーディーのことを表している。

82) この部分はやや難解である。当該箇所の指示内容は、ラーフィド派が公然と活動し、独自に裁判をおこない、暴力に訴えてでも判決を受け入れさせるような事態を引き起こすことは許さないと警告せよということであろう。

83) 「預言者の (al-nabawiya)」の部分は、諸写本に見られない。校訂者による補いである [校訂：142頁注9]。

84) raqāṣa はラクダが側対歩で歩むことを意味するので [Lane：1136]、その能動分詞女性複数形である rāqīṣāt を、〔側対歩で歩む〕速い牝ラクダと解した。また、この部分は全体として、疲労のためメディナに庇護を求めてやって来る者たちのことを指していると思われる。

85) yataṣākawna alima murri al-firāqi. 一方、ペイルート版145頁、Ṣubḥ, v. 12：257, D1写本 [f. 94b], F写本 [f. 67b], S1写本 [f. 96a] でこの部分は、yataṣākawna ilay-him murra al-firāqi となっており、校訂者も注23で、こちらの方が正しいかもしれないと指摘している。この場合

の区域の家々で愛情を示す——。エジプト、シリア、イエメン、イラクからのさまざまな人々。我らの使節や〔ms. 63b〕我らの慈雨〔のような贈物〕や、〔txt. 143〕各地で我らのための王座となる高貴な輿や、憧憬から驚が飛んで来るがゆえにこそ驚（‘uqāb）と名づけられた我らの旗とともに来るもの。

彼らのラクダの到来を感じるか、彼らの円蓋の空にある月の横顔が光ったら⁸⁶⁾、急いで彼らを迎えに行き、彼らの歩んだあとの我らの地に口づけし、神への服従、その使徒——彼に祝福と平安があらんことを——への服従、我らへの服従のために必要なことを行い、彼らに対して手出しをさせないようにし、彼らを我らの仲間から外さないようにせよ。

砂漠の民は、汝の味方、軍隊、大軍であるが、体と頭が砂漠の燃料となったときには⁸⁷⁾汝の敵である。彼らは都会の教育に与らなかった者たちであり、高慢さゆえに誰も用心深く夜を過ごすことがない。おだてて彼らの散り散りの心を惹くようにし、彼らが〔離反を〕決心する前に臆病なラクダの綱を急いでつかめ。砂漠に〔友好の〕太陽が昇るときには、従われるべき我らの命令（marāsīm）を待ち望み、砂漠に戦いの稲妻が光ったときには、神の敵とのジハードに備えよ。「神にもこれほどよくしていただいたのだから、お前も大いにいいことをしなくてはならぬ」〔クルアーン：28章77節〕。もし剣が飾りを必要としないわけではないというのなら、我らが汝に⁸⁸⁾何かを課すことで剣帯⁸⁹⁾を長くするだろうに。シャリーフにとってその系譜の正しさを証明するには、その功績（ḥasab）よりも適切なものはない。至高なる神は、汝の確固たる根拠を強め、汝の明らかな光によって人々の目を楽しませ、メディナの住民の流言飛語が広まることを汝によっておしとどめる。〔txt. 144〕

両聖地のナーズィル⁹⁰⁾に対する指示部分

〔ms. 64a〕

以下のことを知るように。

彼がこの聖なる館（エルサレム）を監督することは、禁域たる館（メッカ）を監督するのに等しいことである。また〔ヘブロンにある〕神の親友（イブラーヒーム）——彼に最良の

の訳は「別れの辛さを彼ら（メディナの住人たち）と訴え合う」となる。

86) 「彼らの円蓋の空にある月の横顔が光ったら」とは、ラクダの鞍の上方に備えられた天蓋や笠の飾りが光ったら、ということであろうか。あるいは、雲間から月が現れること、したがって月明かりのなか旅立つことを表しているのかもしれない。いずれにせよ、来訪者たちが近づいてきたら、というほどの意味であろう。

87) 「人間と石を燃料として不信者のために用意された業火を恐れよ」〔クルアーン：2章24節〕、「信仰のない者は、財産も子どもも、神の御前にはなんの役にもたたない。みな業火の薪にすぎない」〔クルアーン：3章10節〕。これらの表現を踏まえ、ここでは砂漠の民がイスラームに反する場合、という意味か。

88) 校訂テキストでは‘alay-hi（彼に）となっているが、‘alay-ka（汝に）の誤植である。

89) ḥamīla. 「剣帯」のほか「負担」の意味があり、ここではその二つの意味を掛けて用いられている。

90) nāzīr al-Ḥaramayn. 「両聖地」とはエルサレムとヘブロンを指す〔*Ṣubḥ*, v. 6 : 187 ; 研究篇 : 194頁〕。

祝福と平安があらんことを——の墓廟での加護をうけて罪から逃れるということは、イブラーヒームの子孫にして我らの主人、ムハンマド——神が彼に祝福と平安を与えんことを——の墓でそうするようなものである。また彼がエルサレムに行くのであれば、メッカを目指して行くのに等しい。アイン・スルワーン⁹¹⁾に向かうためラクダに端綱をつけるのであれば、ザムザムに向かうためラクダに端綱をつける者と同じである。神の親友——彼に平安があらんことを——の地を訪れるのであれば、だたゆったりした外套を着ることもなく顔を覆うということもないというだけで、タイバ⁹²⁾を訪れるようなものである。聖なる地⁹³⁾の山々の峰を登るのであれば、ラクダの列がウフド (Uḥd) を目指すこともなくヤラムラム⁹⁴⁾に立ち寄ることもないというだけで、ヒジャーズ(Hijāz)の山々を登るのと同様である。

よって、〔自らの〕目による監督〔の任〕を果たし、その目が監督するのに倦むことなく、また神に誓いを為す者の誓いが全うできる福利 (maṣlaḥa) を絶やすことのないように。高貴なるこれらの両聖地のワクフを、恵みの雨のごとくに維持して、両聖地の維持に責を負うように。繰り返しもたらされる勝利のごとくに、両聖地の翼〔に覆われた場所〕に繰り返し赴くように。能力の及ぶ限り、力の限り、両聖地への援助が継続していることを取り調べるように。両聖地に関わる諸業務を完璧に行わせるように。両聖地に滞在する寄留者にも、滞在せず通過する者にも、あまねくもたらされる両聖地の恩沢を永続させるように。両聖地で奉仕する者たちの各々に課されるべきことを課すように。彼らの心に畏れを投げかけ、彼の姿が彼らの視界から消えることのないように。ヘブロン(Ḥabrōn)の寛大なる食布⁹⁵⁾を、通り過ぎる者にも〔txt. 145〕滞在する者にも広げるように。非難されない食事をイブラーヒームの客人たちに用意するように。以下のことを知るように。両聖地のナーズィルは、あまねき恩徳 (birr) を注ぎ、日中の早いうち、漆黒の夜の闇のうちにやって来る訪問者を饗することで、ヘブロン(Ḥabrōn)の主 (イブラーヒーム) ——彼に祝福と平安があらんことを——の代理を務めているのである。〔ms. 64b〕また、寛大なる門に立つ者に課されることを知って、ヘブロン(Ḥabrōn)の門に立って客人を受け入れているのである。その気前良さ (gūd) を惜しみなく示すことによって両手を広げ、その門を開け、その食布を広げるように。両聖地は到着する者たちが途切れることはないのである。

指示の根幹は至高なる神に対する敬虔さである。両聖地のナーズィルには、ただ最適な指示のみが与えられる。最善を尽くすことによって、指示を悪くするものは抑えられ、良くす

91) 'Ayn Sulwān. シロアムの池。エルサレム東方のオリブ山と市街地との間にあるワーディー・ジャハンナム (現在のワーディー・スイッティ・マルヤム) にある泉 [“al-Ṭūr,” EI2]。

92) Ṭayba. メディナの一呼称 [“Ṭayba,” *Buldān*]。

93) al-Arḍ al-Muqaddasa. エルサレムとその周辺地域のこと [Hillenbrand 1999 : 301]。

94) Yalamlam. Alamlam とも言う。メッカ南方、2日行程にあるティハーマ山地の中に位置する。イエメンからの巡礼者のミーカート [“Yalamlam,” “Alamlam,” *Buldān*; “Miḳāt,” EI2]。

95) al-simāt al-karīm al-Ḥalīlī. 「ヘブロン(Ḥabrōn)の食布」とは、ヘブロン(Ḥabrōn)において同地にいる者たちに供する食事のことをいう。マムルーク朝時代に最も発展し、朝と昼にはヘブロン(Ḥabrōn)の住民たちに、晩はヘブロン(Ḥabrōn)を訪れている者たちに食事が与えられた [“al-Khalīl,” EI2]。

るものは増すのである。

アミール・アルアラブ⁹⁶⁾に対する指示部分

敬虔は汝の堅固な鎧であり、高貴なるシャリーアは汝がたどるべき明らかな道である。ハッド刑とキサース刑⁹⁷⁾は、身内の女性たち (maḥārim) を守る。ジハードには、剛き者たちの胸に効く癒やしがある。したがって、汝の時代の手綱を公平に導き、汝の〔慈愛の〕雨雲の手綱を正しき方へ向けよ。イスラームの繁栄を一途に考え、夢の中に現れる者に至るまで、あらゆる訪問者を守れ。

闇のジルバーブ⁹⁸⁾を汝の意志で引き裂き、汝の助けでばらばらにせよ。「夜明けはきらめく星によって咽を切られる (manḥūr)」⁹⁹⁾。毎朝の始まりには、敵¹⁰⁰⁾の情報を収集し、彼らに備えよ。そうすれば、毎日のように恥知らずの顔が連れてこられる¹⁰¹⁾ことになる。対戦するときは、古参兵のごとき堅固さで踏みとどまれ。敵の群々を注視せよ。いかに多くの者が、消えゆく星空の終わりに、夜明けと共に彼らを見ていることか¹⁰²⁾。

国土の美しきものから離れず、香しい微風だけを嗅ぐようにせよ¹⁰³⁾。〔スルターン¹⁰⁴⁾の〕門の前で下馬しても [txt. 146] 上品さ以外の分け前は求めず、ユーフラテス川の〔防備の〕代償に収入を求めるな。他のものを求めて視線を向けるあまり、眺めが汝を疲れさせることのないようにせよ¹⁰⁵⁾。〔ms. 65a〕

96) amir al-'arab. このアミール・アルアラブとは、シリアの遊牧アラブを率いるアミールである。マムルーク朝政権は、イル・ハーン朝との国境地域であるシリア北東部、ユーフラテス沿岸地帯の警備を彼らに委ねていた [研究篇：195頁；訳注（3）44-45頁；佐藤次高 1986：105-107, 186-189頁]。

97) qiṣāṣ. イスラーム刑法における同害報復刑。故意の殺人および重度傷害の加害者に対して、被害者またはその遺族は、それぞれ死刑または被害者と同程度の損傷を負わせることを公権的に請求することができる。キサース刑に代えて賠償金を請求することもできる [「キサース刑」『岩波イスラーム辞典』]。

98) 闇夜の比喩としてジルバーブ（丈の長い外套）が用いられる表現は、訳注（2）79頁にもみられる。

99) 6世紀に活躍した詩人 'Alqama b. 'Abada al-Tamimi al-Faḥl の詩の一節 [研究篇：195頁；“'Alqama,” EI3 (2009-1：66-68)]。きらめく星 (al-kawkab al-durri) は、明けの明星のことか。この句全体としては、明けの明星が現れると共に夜が明けていく様子を表現しているであろう。

100) 'idā. 校訂は末尾の文字をアリフとするが、その綴りでは解釈しにくい。末尾をアリフとするのは、LとB [f. 50a] の2写本のみであり、その他の写本ではヤー（アリフ・マクスーラ）となっている。ここでは、後者に従って読み、'adūw（敵）の複数形と解釈する。

101) 「恥知らずの顔が連れてこられる」とは、敵の情報が入ってくるさまの比喩であろう。

102) 7世紀に活躍したとされる詩人 Qays b. al-Mulawwaḥ Maḡnūn の詩の一節を用いた表現 [研究篇：195頁；GAL, v. 1：43]。

103) この1文は、勢力範囲の安寧を維持し良好な状態に保つことがアミール・アルアラブの義務であるということ述べているのであろう。

104) al-bāb. 「スルターンの門」であることを示す語は付されていないが、冠詞で限定されていることと文脈から判断して「スルターンの」を補った。スルターンの門とは、スルターンの宮廷あるいはカイロのマムルーク朝政府を指す表現である [訳注（2）：54頁注17]。

105) この部分では、アミール・アルアラブがマムルーク朝スルターンに対して多大な要求をする

広き道に汝の天幕を建て、求める人々に汝の〔慈愛の〕雲を広げよ。空へ煙をあげ続け、炎をあげよ。良い評判を得るようにせよ¹⁰⁶⁾。そうすれば、あらゆるものが往来する。汝の広場に客人たちを留まらせ、彼らのために多くの良いラクダ (hiġān) とあらゆる良馬 (ṭirf sābiḥ) を屠れ。

国の辺地 (banān) 〔を奪うこと〕に固執する者や、獅子の草原やガゼルの草地を狙う者から国の辺境を守れ。民 (ra'iya) を気遣い、彼らの作物が育ち、家畜からたくさん乳が得られるようにせよ。国に汝の居場所が残っておらず、ニガヨモギ¹⁰⁷⁾やフザーム¹⁰⁸⁾が生えている滞在場所も残っていない場合を除いて、荒野へ入っていかぬように。

遊牧アラブとは以下のような者たちである。つまり、アミール・アルアラブこそが、彼らが従うべきアミールであり、彼らに対する命令者であり、彼らは彼に付き従う。アミールは彼らの規模を知っており、有力な者たちと弱小な者たちをどのように扱うかを心得ている。できる限り彼らを高貴なる我らへの服従に結集させ、彼らが本性に従うことを防ぐように。あらゆるイクターの授受 (iqṭā' wa-iqṭiṭā') について、彼らの正当な取り分に関する裁定にもとづき、彼らに真理を明らかにせよ¹⁰⁹⁾。彼は、我らの高き乗用馬として相応しい馬について、また我らの高貴なる鞍に相応しい比類なきあらゆる雌雄の駿馬 (sābiq) について経験が豊富である。

自分自身と兄弟¹¹⁰⁾、そして男系家族 (banū 'amm), 親族、一族を含む縁戚者たちが、我らに対して善意をもって近くなるようにせよ。ある事柄について我らの高貴なる布令¹¹¹⁾が彼に届いたときには、彼は急いでその裁定を実行に移す。もしくは、新しい事態を知ったならば、それについて彼が知ったことを我らに知らせる。それは、我らの高き見解について、彼がさらによく知るためである。彼が我らに言葉を向けるのは、[txt. 147] 両者の間で権利争いをなくすために近くなるという目的に限られているわけではなかろう。たとえ両者の間の〔地理上の〕距離が離れていても、互いの心が近づくことによって〔精神的な〕距離は近

ことのないよう、特にユーフラテス川沿岸地域を防備する見返りとしてあまり多くを求めないよう戒めていると考えられる。シリアの遊牧アラブがマムルーク朝から多くの見返りを得ていたことについては、訳注（3）44 - 45頁を参照。

- 106) aqbil 'alā al-dikri al-ġamili. あるいは「美しい言葉を語るようにせよ」とも解釈できる。
107) ših. 校訂は語末の文字を ḥ とするが、バイルート版に従って ḥ と読む。ニガヨモギは家畜に食べさせる草として知られている [バイルート版: 148頁注1; *Bedevian*: 81]。
108) ḥuzām/ħazām. 辞書によってチュウリップ、ヒヤシンス、ラベンダー、モクセイソウといった異なる訳語が付けられている。遊牧アラブの滞在地に生えている植物であるから、ここで言及されているのはモクセイソウであろう [バイルート版: 148頁注1; *Bedevian*: 323, 504]。
109) 遊牧アラブにもイクターが授与されていた。ただし、ムクターの義務や授与の目的などに関して、通常のイクターとは異なる点もみられた [佐藤次高 1986: 105 - 107頁]。
110) ihwa. 校訂テキストでは uḥūwa (兄弟であること) と読めるが、諸写本にはハムザおよび母音が明示されておらず、このように読む必然性はない。バイルート版 [148頁] のように ihwa (兄弟たち) と読むのが妥当であろう。
111) 「布令」と訳した語は、校訂テキストでは marāsīm (儀礼, 作法 [複数]) となっているが、B写本 [f. 50b] とS2写本 [f. 83b] では marāsīm (布令 [複数]) と綴られている。文脈を勘案し、後者の読みに従った。布令については、訳注（4）33, 37頁を参照。

づくのである¹¹²⁾。

この高貴なる我らの任命書は、彼に従う者や、彼に反対して〔現在は〕一致している言葉を分裂させることを狙う者に対する証であり、我らの布令は、その内容があまねく四方に伝達され、シリアへ上る全ての者やイラクへ下る全ての者がそれを知らされる。〔ms. 65b〕あらゆる乗り手がそれを唱えつつラクダを駆り、夜興の語り手はあらゆる天幕 (ḥayy) でそれを物語って、聞き手たちがそれについて深く語り合い、あらゆる騎獣の乗り手や汗馬¹¹³⁾の騎手がそれについて密かに語り合うように。そして、布令に背いたり、その価値の高さを損なう解釈をしたとの知らせが我らに届いた者は、剣こそが彼を屠るのに最初に用いられるものであり、死こそが最も素早く彼を訪れる。というのは、彼はその口が原因で、塞がれていた自分の墓の扉を開いたからである。

クルドの筆頭¹¹⁴⁾に対する指示部分

散り散りになったこの集団を集めよ。分裂した彼らにまとまりを与えよ。離れていった彼らの有力者たち (akābir) の心を宥めよ。彼らの間の荒々しさ (ba's) を遠ざけ、その荒々しさは異教徒に向けるようにさせよ。内輪もめに勝利を収めることを終わらせ、〔異教徒に対する〕勝利を得よ。以下のことを彼らに周知させよ。すなわち彼らへの我らの厚意は少なくなることはない。我らがイクターとして授与した土地の最も僅かな一片でさえ、彼らにとっては、神の下、また彼ら自身の許において、彼らのもつアジャムの果てからシャフラズール¹¹⁵⁾〔に至る地〕よりも良きものである。我らの踏みならされし庇護の影は、その険阻な山岳よりも彼らにとって良きものである。〔txt. 148〕我らの安全なる国土は、〔山岳に〕取り囲まれ行く手を拒み続けるその土地よりも彼らにとって安定したものである。そして種族の違いや集団の種類に応じて彼らの諸部族の権利を知るようにせよ。もしこれらの集団の言葉 (意見) が一致したら、これらの集団は十分な乗馬も見つけられないだろう¹¹⁶⁾。彼らのうち気高き家門の者、古きアミール位の者、そのきらめく剣と鎧が太陽の輝きを模し、その枝が天にも達する樹根をもつ者¹¹⁷⁾を気高き者として扱うように。

112) 「それは、我らの高き見解について、…距離は近づくのである」と訳出した部分の原文は、S2 写本 [f. 83b] にのみ見られる。したがって、この部分は、著者以外の人物によって加筆された可能性もある。

113) 「汗馬」と訳した部分の末尾は、校訂テキストでは 'atāq となっているが、'atāq は 'atīq の複数形であり、この語の前に連なる単数の語と文法的に整合しない。そこで、バイルート版148頁注3に従い 'anāq と読み、mi'nāq と同意の、馬に対する讚美の言葉と理解する。D1, D2, Fの各写本では 'anāq と綴られている〔校訂：147頁注8〕。なお、'atāq または 'anāq は、その数語前にある「聞き手たち」(rifāq) と韻を踏んでいる。

114) muqaddam al-akrād.

115) Šahrazūr. イラク北東部 (スライマーニーヤ県)、イランとの国境地帯に位置する地名。クルディスタンの一中心。訳注(2)62頁注59も参照せよ。

116) この部分は難解であるが「それほど彼らの意見が一致することはありえない」という比喩と解した。

117) 古い家系を意味する比喩である。

以下のことを知るように。我らの欠けるものなきサダカは少ないことはなく、我らの高貴なる保護は彼らにあまねく行き渡り、あらゆる部族の火を熾すであろう。我らは、我らにおいてはバフティー（Baḥṭī）¹¹⁸⁾の幸運（baḥt）が欠けることなく、ダイサニー（Daysanī）の奉仕を我らが忘却する（nansā）こともない。〔ms. 66a〕我らがザルザーリー（Zarzārī）のボタン（azrār）を外すのは、彼に高級な衣類を着せるためだけであり、サフリー（Sahri）の目を醒ませ続ける（nushira）のは、彼が快い眠りに落ちるためだけである。我らはラワーデー（Rawādi）の開拓者（rāid）を煩わせ¹¹⁹⁾はしない。彼らにはズー・アルフワイスイラ¹²⁰⁾がおらず、彼らにはズー・アルヤダイン¹²¹⁾しかいない。その他の者たちも同様である。すなわち、厚意に親しんだ者、気前よく（gūd）彼らの土地に与えられるものを知らされる者。彼らがその土地に残した、〔恩を〕忘れやすい子息たちもかくのごとくである。

汝は彼らのアミールである。また、神の望みどおりに彼らを服従させ、統括する者である。統括者とは力ある者¹²²⁾が望んだ時に、彼らの統括を担う者である。彼らには柱〔をもつ天幕〕と壁〔をもつ家屋〕の各々の住人¹²³⁾がいること、彼らが館の近くや遠くにいること¹²⁴⁾を知れ。覆い被さる庇護の影に彼らを入れよ。協調をもたらず言葉で彼らを包み込め。彼らとともに以下のことに務めよ。

我らが顔を向ける〔txt. 149〕ジハードを待ち望むこと。皮革〔の鎧〕に身を包んで戦いに備えること。彼らの有力者を掌握しておくこと。汝の手が彼らの指に届くように¹²⁵⁾。まっすぐな槍の節によって槍の穂先が強固になるがごとく、彼らによって汝が強固になる¹²⁶⁾よう

118) 以下に現れるクルド部族名の正確な発音は不明であるが、この部分には各部族の名称と韻を踏む語が含まれており、部族名の読み方を推測する手掛かりとなる。訳文本文には、部族名の暫定的な読みと韻を踏んでいる語のローマ字をそれぞれ表示した。研究篇197頁および“Kurds, Kurdistan,” EI2も参照のこと。

119) 「煩わせ」と訳した語は、校訂テキストでは nab'atu（呼び起こす）とあるが、バイルート版149頁に従って nuṭ'ibu と解する。複数の写本が後者のように綴っており、校訂者も後者が正しい可能性があるとして注記している〔校訂：148頁注15〕。

120) *Dū al-Ḥuwayṣira*. この名で知られる教友は少なくとも二人存在する。(1) *Dū al-Ḥuwayṣira al-Tamimi* は、本名 Ḥarqūš b. Zuhayr であり、フナインの戦いの戦利品分配にあたって預言者に対して公正に分配するよう求めたため、「私が公正にせずして誰がするのだ」と叱責された。これを受けてウマルは預言者にズー・アルフワイスイラの処刑を求めたが、許可されなかったという。(2) *Dū al-Ḥuwayṣira al-Yamānī* は本名不明。預言者と面会して「神と預言者が私を楽園に入れてくださらんことを。そして私たち以外の誰も楽園にお入れにならないことを」と言ったため叱責された。ジハードとの関連からおそらく前者を意識したものと思われるが、二人のいずれも失言により預言者に叱責された人物であることに違いはない〔*Usud*, v. 2 : 172 – 173〕。

121) *Dū al-Yadayn*. 本名は 'Umar b. 'Abd 'Amr b. Naḍla. ムハンマドの教友。両手利きであったため「両手の持ち主」もしくは「2本の左手の持ち主（*Dū al-Šimālayn*）」と呼ばれた。バドルの戦いで戦死〔*Ibn Sa'ad*, v. 3 : 124 – 125 ; *Usud*, v. 2 : 174 – 175〕。

122) qadir. マムルーク朝のスルターンを指すものと考えられる。

123) バイルート版149頁注4の解釈に従う。前者が遊牧民、後者が定住民を指すものと考えられる。

124) 館の近くにいる者が定住民、遠くにいる者が遊牧民を指すものと考えられる。

125) クルドの筆頭が有力者を通してクルド人を末端まで押さえる、という意味に理解する。

126) 「汝が強固になる」と訳出した部分は、校訂テキストでは yaštaddu と未完了3人称男性単数の形としているが、バイルート版149頁を参考に taštaddu と2人称男性単数の形で読む。D1写

に¹²⁷⁾。不毛の地を突き進ませることで彼らを調べよ。恐れることなく彼らを陸海〔の戦場〕に投じよ。彼らは狡猾で強力 (ifrit) なのだから。

彼らのうちのイクター保有者 (muḥabbaz) に、恒常的な奉仕を課せ。イクターを保有しない者に、〔奉仕を〕課してはならない。毎月のように男同士が血を流し、厚遇されている者 (mumayyaz) とそうでない者とが区別されようのない¹²⁸⁾時以外は、彼らの間で〔待遇を〕区別せよ。イクター保有者が死んだ際には、彼のイクター (hubz) 〔保有〕を終わらせて、ほかの人物に彼のイクターが割り当てられるようにせよ。務めを果たせなくなった者 (‘āgiz) も〔死者と〕同様であるが、忍耐強くそのことが証明されるようにせよ。

家畜の所有者に課される義務は、人民¹²⁹⁾の権利であり、別の諸集団すなわち〔我らの〕神の支援を受けし軍団への俸給である。長年このようであり、長年彼らは敵と戦っている。その徴収について、友愛をもって、慣例に従って¹³⁰⁾執行せよ。将来において取り忘れられたり、〔ms. 66b〕現在において期日から遅れて減収に繋がったりすることが決してないように。死亡したクルドたちのうち相続者が国庫だけの者の遺産についても同様である。以上、至高なる神に対する畏れをもって実行すること。神への畏れこそ結果を出すための手段である。

本 [f. 99b, l. 9] と F 写本 [f. 70b, l. 9] は yaštaddu としているが、D2写本 [f. 60b, l. 1], Ld 写本 [f. 44b, l. 5], S2写本 [f. 84b, l. 14] は taštaddu としており、L 写本 (底本) [f. 66a, l. 9], B 写本 [f. 51 a, l. 17], S1写本 [f. 100b, l. 13] には最初の文字に弁別点が付されていない。

127) この一文については、「槍の節 (ka‘b)」が節をもつ槍の柄自体を指すものと理解し、穂先と柄との関係でクルドの筆頭とクルドの有力者との関係をたとえていると考える。また、節があるということが特に槍の柄の頑丈な性質を表しているとも理解することもできる。

128) 「区別される」に相当する動詞を校訂テキストでは y-‘r-f と未完了3人称男性単数の形としているが、ペイルート版150頁および底本を含む各写本に従い tu‘rafu (未完了受動態3人称女性単数) と読む。なお諸写本のうち D1写本 [f. 100a, l. 1] のみが y-‘r-f とし、S2写本 [f. 85a, l. 3] のみ最初の文字に弁別点が付されていない。

129) 校訂テキストでは aqwam となっているが、ペイルート版150頁および底本をはじめとする各写本に従い aqwām と読む。

130) 「慣例に従って」と訳した部分は、校訂テキストでは bi-mā ḡ-r-b al-‘adatu となっているが、ペイルート版150頁および底本をはじめとする各写本に従い、二つ目の語 (動詞) を ḡarat と読む。

参考文献および略称

『高貴なる用語の解説』 活字本

al-'Umari, Šihāb al-Dīn Aḥmad b. Yaḥyā b. Faḍl Allāh. *al-Ta'rīf bi-al-muṣṭalaḥ al-šarīf*. (『高貴なる用語』)

校訂: *al-Ta'rīf bi-al-muṣṭalaḥ al-šarīf l-Ibn Faḍl Allāh al-'Umari*. (Vol. 2 of *A Critical Edition of and Study on Ibn Faḍl Allāh's Manual of Secretaryship "al-Ta'rīf bi'l-muṣṭalaḥ al-šarīf"*.) Ed. Samir al-Droubi. al-Karak: Mu'ta University, 1992.

ペイルート版: *al-Ta'rīf bi-al-muṣṭalaḥ al-šarīf*. Ed. Muḥammad Ḥusayn Šams al-Dīn. Bayrūt: Dār al-Kutub al-'Ilmiya, 1988.

『高貴なる用語の解説』 写本

B : Ms. 8639. Deutsche Staatsbibliothek, Berlin.

D1 : Ms. Adab 57. Dār al-Kutub al-Miṣriya, al-Qāhira.

D2 : Ms. Adab 2134. Dār al-Kutub al-Miṣriya, al-Qāhira.

F : Ms. Arabe 5872. Bibliothèque Nationale, Paris.

L : Ms. 659. Karl Marx Universität, Leipzig.

Ld : Ms. Or. 352. Universiteit Leiden, Leiden.

S1 : Ms. Árabe 1639. Real Biblioteca del Monasterio, Escorial.

S2 : Ms. Árabe 1640. Real Biblioteca del Monasterio, Escorial.

Sh : Ms. Add. 7466 Rich. British Library, London.

『高貴なる用語の解説』 訳注

訳注 (1) : 谷口淳一編 「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著 『高貴なる用語の解説』 訳注 (1)」 『史窓』 67号 (2010年) : 27-65頁.

訳注 (2) : 谷口淳一編 「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著 『高貴なる用語の解説』 訳注 (2)」 『史窓』 68号 (2011年) : 51-94頁.

訳注 (3) : 谷口淳一編 「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著 『高貴なる用語の解説』 訳注 (3)」 『史窓』 69号 (2012年) : 19-53頁.

訳注 (4) : 谷口淳一編 「アフマド・イブン・ファドル・アッラー・ウマリー著 『高貴なる用語の解説』 訳注 (4)」 『史窓』 70号 (2013年) : 31-49頁.

辞典類

イスラーム世界事典 : 片倉もとこ他編 『イスラーム世界事典』 明石書店, 2002年.

岩波イスラーム辞典 : 大塚和夫他編 『岩波イスラーム辞典』 岩波書店, 2002年.

新イスラーム事典 : 日本イスラーム協会他監修 『新イスラーム事典』 平凡社, 2002年.

Bedevian : Bedevian, Armenag K. *Illustrated Polyglottic Dictionary of Plant Names*. Cairo: Argus and Papazian, 1936.

Dozy : Dozy, Reinhart Pieter Anne. *Supplément aux dictionnaires arabes*. 2vols. Leyde: E. J. Brill, 1881. Beyrouth: Librairie du Liban, 1981.

GAL : Brockelmann, Carl. *Geschichte der arabischen Litteratur*. 5vols. Leiden: Brill, 1937-1949.

EI2 : Gibb, Hamilton Alexander Rosskeen, et al., eds. *Encyclopaedia of Islam*. New edition. 12vols. and index volume. Leiden: Brill, 1960-2009.

EI3 : Gaborieau, Marc, et al., eds. *Encyclopaedia of Islam, Three*. Leiden: Brill, 2007-.

EQ : MacAuliffe, Jane Dammen, gen. ed. *Encyclopaedia of the Qur'an*, 5vols. and index volume. Leiden and Boston: Brill, 2001-2006.

Lane : Lane, Edward William. *Arabic-English Lexicon*. 8vols. London, 1863-1893. Revised ed.

2 vols. 1984. Cambridge: The Islamic Texts Society, 2003.

Lisān : Ibn Manẓūr, Ġamāl al-Dīn Abū al-Faḍl Muḥammad b. Mukarram. *Lisān al-‘arab*. Ed. ‘Alī Širī. 18 vols. Bayrūt: Dār Iḥyā’ al-Turāt al-‘Arabī, 1988.

史料・史料訳注

イブン・ジュバイル：イブン・ジュバイル『イブン・ジュバイルの旅行記』藤本勝次・池田修監訳，講談社〈講談社学術文庫〉，2009年。

クルアーン（井筒訳）：『コーラン』井筒俊彦訳，改版。全3冊，岩波書店〈岩波文庫〉，1964年。

クルアーン（藤本他訳）：『コーラン』藤本勝次他訳。全2冊，中央公論新社〈中公クラシックス〉，2002年。

クルアーン（三田訳）：『日垂対訳・注解 聖クルアーン』[三田了一訳]，改訂版，日本ムスリム協会，1982年。

ハディース（ブハーリー）：[ブハーリー]『ハディース』牧野信也訳，全6巻，中央公論新社〈中公文庫〉，2001年。

ムハンマド伝：イブン・イスハーク著，イブン・ヒシャーム編注『預言者ムハンマド伝』後藤明ほか訳，全4冊，岩波書店，2010-2012年。

Buldān : al-Ḥamawī, Šihāb al-Dīn Yāqūt b. ‘Abd Allāh. *Mu‘gam al-buldān*. Ed. F. Wüstenfeld. 6 vols. Leipzig: Der deutschen morgenländischen Gesellschaft, 1866 - 1873. Tehrān, 1965.

Ibn Ġubayr : Ibn Ġubayr, Abū al-Ḥasan Muḥammad b. Aḥmad. *Taḍkira bi-al-aḥbār ‘an ittifaqāt al-asfār (Riḥlat Ibn Ġubayr)*. Ed. William Wright. 1852. 2nd and rev. ed. M. J. De Goeje. Leiden and London: E. J. Brill, 1907. Rpt. Frankfurt am Main: Institute for the History of Arabic-Islamic Science at the Johann Wolfgang Goethe University, 1994.

Ibn Sa’d : Ibn Sa’d, Abū ‘Abd Allāh Muḥammad b. Sa’d al-Bašrī. *al-Ṭabaqāt al-Kubrā*. Ed. Muḥammad ‘Abd al-Qādir ‘Aṭā. 9 vols. Bayrūt: Dār al-Kutub al-‘Ilmiya, 1990.

Šubḥ : al-Qalqašandī, Šihāb al-Dīn Aḥmad b. ‘Alī. *Šubḥ al-a’sā fi šinā‘at al-inšā’*. 14 vols. al-Qāhira, 1913 - 1920. al-Qāhira: Wizārat al-Ṭaqāfa wa al-Iršād al-Qawmī, 1963.

‘Ummāl : al-Muttaqī, ‘Alā’ al-Dīn ‘Alī b. ‘Abd al-Malik al-Hindī. *Kanz al-‘ummāl fi sunan al-aqwāl wa al-af‘āl*. Ed. Maḥmūd ‘Umar al-Dimyāṭī. 16 vols. and 2 index volumes. Bayrūt: Dār al-Kutub al-‘Ilmiya, 2004.

Usud : Ibn Aṭīr, ‘Izz al-Dīn ‘Alī b. Muḥammad. *Usud al-Ġāba fi ma‘rifat al-šaḥāba*. Ed. Muḥammad Ibrāhīm al-Bannā et al. 7 vols. N. p.: al-Ša‘b, n. d.

Wafayāt : Ibn Ḥallikān, Šams al-Dīn Aḥmad b. Muḥammad. *Wafayāt al-a’yān wa anbā’ abnā’ al-zamān*. Ed. Iḥsān ‘Abbās. 8 vols. Bayrūt: Dār Šādir, 1977.

研究

太田啓子「13～14世紀のシャリーフ政権——メッカにおける巡礼と商業——」『東洋学報』89巻3号（2007年）：01 - 027頁。

菊地達也『イスラーム教「異端」と「正統」の思想史』講談社〈講談社選書メチエ〉，2009年。

佐藤次高『中世イスラーム国家とアラブ社会——イクター制の研究——』山川出版社，1986年。

清水和裕「中世イスラーム世界の黒人奴隷と白人奴隷——〈奴隷購入の書〉を通して——」『史淵』146号（2009年）：153 - 184頁。

堀内勝『ラクダの文化誌——アラブ家畜文化考——』リポート，1986年。

Ayalon, David. *L’Esclavage du Mamelouk*, Jerusalem: The Israel Oriental Society, 1951.

Ayalon, David. “Studies on the Structure of the Mamluk Army I,” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 15 (1953) : 203 - 238. Rpt. in *Studies on the Mamlūks of Egypt (1250 - 1517)*. London: Variorum Reprints, 1977 : I.

Ayalon, David. “Studies on the Structure of the Mamluk Army III,” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 16 (1954) : 57 - 90. Rpt. in *Studies on the Mamlūks of Egypt*

- (1250 - 1517). London: Variorum Reprints, 1977 : I.
- Ayalon, David. "The System of Payment in Mamluk Military Society," *Journal of Economic and Social History of the Orient* 1 (1958) : 37 - 65, 257 - 296. Rpt. in *Studies on the Mamlūks of Egypt (1250 - 1517)*. London: Variorum Reprints, 1977. VIII.
- Cornu, Georgette. *Atlas du monde arabo-islamique à l'époque classique*. Leiden: E. J. Brill, 1985.
- al-Droubi, Samir. *A Critical Edition of and Study on Ibn Faḍl Allāh's Manual of Secretaryship "al-Ta'rīf bi'l-muṣṭalaḥ al-sharīf."* 2 vols. al-Karak: Mu'ta University, 1992. (『高貴なる用語』のテキストが収められている巻は「校訂」、作品研究の巻は「研究篇」と略称。)
- Hillenbrand, Carole. *The Crusades: Islamic Perspectives*. Edinburgh: Edinburgh University Press, 1999.
- Lutfi, Huda. *al-Quds al-Mamlūkiyya: A History of Mamlūk Jerusalem Based on the Ḥaram Documents*. Berlin: Klaus Schwarz, 1985.
- Ota, Keiko. "The Meccan Sharifate and its Diplomatic Relations in the Bahri Mamluk Period." (「シャリーフ政権によるメッカ支配と国際関係——バフリー・マムルーク朝を中心に——」) 『日本中東学会年報』 17.1号 (2002年) : 1 - 20頁.
- Quatremère, Étienne. *Histoire des sultans mamlouks de l'Égypte*, 2 vols. Paris: Oriental Translation Fund of Great Britain and Ireland, 1837 - 1845.